



法人会だより

瀬戸旭法人会

No.86



C O N T E N T S

写 真 説 明

「年頭のご挨拶」 (公社) 瀬戸旭法人会会長 伊藤 健一…1
「年頭の御挨拶」 名古屋国税局 課税第二部長 中川 政晴…2
「年頭の御挨拶」 尾張瀬戸税務署長 高尾 久…3
会の動き (本部) ……………4~6
〃 (部会) ……………7・8
〃 (支部) ……………9
税を考える週間特集
晴れの受賞おめでとうございます……………10
納税表彰式……………11
「『税金』に助けられている」(作文)
愛知県瀬戸市立水無瀬中学校 3年 鈴木 勇人…12
「私達の使命」(作文)
静岡県立富士高等学校 1年 金子 溪…13
法人会全国大会 (税制改正提言大会) ……………14
平成29年度愛知県法人会「運営研究会」 三浦 廣久…14
法人会全国青年の集い「高知大会」に参加して 大澤 健一…15
青少年租税教育事業「税金ウルトラクイズ」 &
「税金大声コンテスト」 & 「熱気球体験」 中島 隆幸…16
(公社) 瀬戸旭法人会 青年部会 創立40周年記念事業について
大澤 健一…17
せと・あさひのむかし話 パート34「せともの祭りに雨がふる」…18・19
「時の人」藤井聡太四段……………20
会員サロン「第34回法人会全国大会 (福井大会) に参加して」
清水 伸裕…21
国税の窓……………22~25
県税の窓……………26
市税の窓……………27
2018年税のこよみ……………28
“職場の淀み”は悪い方に流れることに注意!! 柏木 勇一…29
新会員の紹介、組織委員会から一言……………30
パソコン講座のご案内(企業向け) ……………31
事務局だより、編集後記……………31
(広告) A I G……………32
(広告) 瀬戸・尾張旭金融協会……………巻末



表紙「干支 戌」

提供：瀬戸陶芸社

写真：フォトスタジオ伊里



「時の人」藤井聡太四段

年頭のご挨拶



公益社団法人 瀬戸旭法人会

会長 伊藤 健一

明けましておめでとうございます。
謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は法人会活動にご協力を賜り誠に有難うございました。全国法人会総連合から研修参加率向上表彰ほか多くの賞をいただきました。これは各支部長様はじめ役員の方々、女性部会、青年部会、協力保険会社皆様方の活動の功績であります。本当に有難うございました。

昨年4月から県下13番目としてスタートしました公益社団法人の組織も、理事会、総会において細かい規約が変わり、なにかとなれない事も多く、会員の皆様にはご迷惑をおかけいたしました。事務局方も苦心し努力し落ち着いてきましたのでご安心ください。

昨年、1月20日から米国ドナルド・トランプ氏が大統領に就任されましたが落ち着かず、いまだに大騒ぎな局面がみられて、早く安定した米国になってほしいと願いたい。

幸いにして安倍首相とは親密な関係にあり、日米関係は喜ばしいことですが、隣国、北朝鮮とは過去に経験したことの無い緊迫した状態となり、我が国が重大な危機に遭遇することになるかもしれない。しかし、過去のように柔軟な経緯で看過していくなれば、日本は永久に核の脅威にさらされていかねばなりません。その隣国である中華人民共和国、韓国も同じでしょう。

歴史を見ると西暦200年代の日本では縄文時代から弥生時代になる頃、中国ではすでに「三国志」にあるように三国の激しい争いが始まっていました。自国の平和と欲望のために同一民族でありながら、隣の肥沃な土地や豊かな産業ある地域を奪い合い、嫉妬と妬み、策略の手段

を使って激しく戦った歴史があります。

我が国は隣国からみれば、平和で豊かで勤勉で正直なスバラシイ国民と国です。とても魅力ある国家だと思います。だから、私たち子孫のためにも頑張らなくてはなりません。この危機を乗り越えて平和を維持しなければなりません。

昨年末から政府は本年度予算編成に入りました。現情勢に合わせて政策も変わるでしょう。

防衛予算や少子高齢化に伴う社会保障制度、中小企業の事業承継についても手を加え検討されそうです。全法連の税制委員会は「税制改正に関する提言」を財務省、総務省、中小企業庁等をはじめとして、単位法人会から国会議員や各市町にも提出しています。また、各政党のヒヤリングにも出席しています。

法人会は税のオピニオンリーダーとして国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体であります。未来を担う青少年たちにも、税の啓蒙運動も行わなければなりません。

来年4月30日、平成（今上）天皇が退位され、翌日5月1日には新しい天皇即位のもと新元号が始まります。喜ばしい限りであります。

2月27日には瀬戸市から国府宮神社へ大鏡餅が奉納されます。来年5月には第70回全国植樹祭が尾張旭市で行われます。今年、来年と名実ともに大事な年であります。

楽しいこと、期待されること、やらなければならないこと、これが生きている活力です。

私たちは法人会会員であることを自信と、誇りをもって企業活動に頑張りましょう。

今年も皆様にとって良き年でありますように祈ります。どうぞよろしくお願い致します。

年頭の御挨拶

名古屋国税局 課税第二部長

中川 政晴



平成30年の年頭に当たり、公益社団法人瀬戸旭法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年の管内の経済情勢を振り返りますと、輸出、生産、設備投資の増加、個人消費の持ち直しなどにより、景気は拡大しております。また、この地域においては、2027年予定の「リニア中央新幹線」の開業を見据えた名古屋駅周辺の再開発が進んでおり、新しい名古屋の玄関口として、名古屋駅直結の超高層複合ビル「ゲートタワー」が開業するなど大いに活気付いております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、史上最年少でプロ棋士となった愛知県出身の藤井聡太四段の活躍や、秋篠宮家の長女・眞子様の御婚約発表といった大変喜ばしい出来事がありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、経済活動の国際化・ICT化の進展とともに、様々な制度改正が行われるなど、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しております。

国税当局といたしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様が不公平感を抱かないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているとこ

ろです。

具体的には、ICTやマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、e-Taxにつきましても、添付書類のイメージデータによる提出などの更なる利便性向上施策の運用が開始されております。皆様には、これまでもe-Taxやマイナンバー制度の普及・定着をはじめ、消費税の軽減税率制度や税を考える週間、確定申告期における税の啓発活動などに、多大な御支援をいただいております。

このような御協力に対しまして、重ねて御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人瀬戸旭法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭の御挨拶

尾張瀬戸税務署長

高尾 久



平成30年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

公益社団法人瀬戸旭法人会の会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴法人会は、昨年4月に公益法人化され、青年部会は創立40周年を迎えるなど、大きな節目の年の7月に着任以来、貴法人会主催の様々な行事に参加させていただきました。

振り返りますと、9月に行われた創立40周年事業行事においては、歴代部会長はじめ、愛知県下の青年部会役員にとどまらず、広島県の福山法人会からも出席されるなど、盛大な式典が開催されたことは歴史ある貴法人会の熱心な活動の賜物であると感じました。

また、尾張旭市民祭における「税金クイズ」や瀬戸市立幡山西小学校における「税金ウルトラクイズ&税金大声コンテスト&熱気球体験」では、多くの住民の方が参加し、クイズ等を通して親子で税への理解を深めている様子など、間近に拝見させていただき非常に感動しました。

特に、「熱気球体験」では、季節はずれの台風の影響で開催できない状況でしたが、気球体験を待ち望んでいる子供たちのために、事業でお忙しい中、日程を変更して開催された会員の皆様の熱意、その熱意もあり3年振りに無事気球があがったことに、大変感銘を受けました。

更には、「租税教室」への講師派遣などの租税教育活動、「手縫い雑巾」の寄贈をはじめとする社会貢献活動の充実ぶりを知り、大変心強く感じております。これらの取組みは、伊藤会長をはじめ会員の皆様の永年にわたる御尽力の賜物であり、深く敬意を表する次第であります。私どもといたしましても、法人会活動が更に充実したものとなりますよう、なお一層、連

絡・協調を図っていく所存でございます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・高度情報化の進展により大きく変化しております。このような状況の中、国税当局といたしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくために、中長期的に目指すべき将来像を取りまとめ公表しております。

具体的には、ICTやマイナンバー・法人番号の活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理など、事務運営の最適化を通じて税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めてまいりたいと考えております。

間もなく、平成29年分の所得税等の確定申告が始まります。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-Taxを御利用していただき、早期提出と期限内納付をお願いいたします。

さらに、消費税率の10%引き上げ及び軽減税率制度が、平成31年10月に実施されることとされています。

国税当局といたしましては、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様には制度の内容を十分に理解していただき、自ら適正な申告・納付を行っていただけますよう、着実な制度の広報・周知や丁寧な相談対応に取り組んでまいりますので、貴法人会の皆様にも、御協力よろしく申し上げます。

結びに当たりまして、貴法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしますとともに、よき一年となりますようお祈り申し上げ、年頭の御挨拶とさせていただきます。

会の動き

(本部)

H29. 8. 22 決算期別説明会
瀬戸商工会議所 出席者18名



H29. 11. 22 決算期別説明会
瀬戸商工会議所 出席者9名



H29. 9. 4 第2回理事会・組織委員会・4部会合同研修会(女性部、青年部、税研、調査部)・署長講演会
瀬戸商工会議所 出席者70名



H29. 10. 5 第34回法人会全国大会 福井市にて 出席者3名



今年は鳥取県で開催

会の動き

(本部)

H29. 11. 8 第3回組織委員会

瀬戸商工会議所 出席者15名



H29. 11. 21 調査部所管法人合同研修会

ウインクあいち 出席者3名



H29. 11. 28 県連 平成29年度 税制講演会 出席者5名

「異次元金融緩和と国債累増の帰結は」

講師 中央大学法学部教授 富田 俊基 氏



H29. 12. 4 県連 平成29年度法人会運営研究会 出席者3名



H29. 12. 18 第4回組織委員会・第2回厚生委員会

瀬戸商工会議所

出席者36名



平成30年度 税制改正に関する提言

H29. 11. 17 尾張旭市長 水野 義則 氏



H29. 11. 17 尾張旭市議会議長 片瀨 卓三 氏



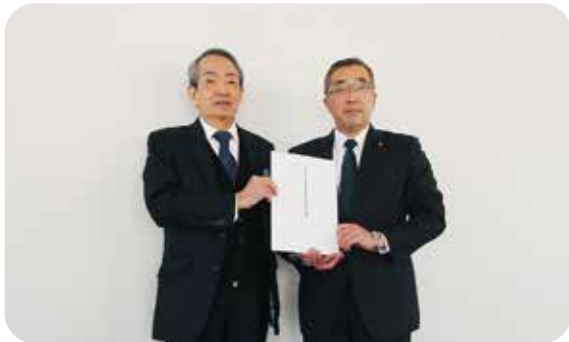
H29. 11. 21 瀬戸市長 伊藤 保徳 氏



H29. 11. 21 瀬戸市議会議長 三木 雪実 氏



H29. 12. 17 衆議院議員 鈴木 じゅんじ 氏



H29. 10. 14~10. 15 尾張旭市民祭に出展



会の動き

(部会)

青年部会

H29. 11. 9～10 全国青年の集い「高知大会」 出席者8名



H29. 8. 4 うちの配布
(本地ヶ原連合自治会日立ターミナルソリューションズ盆踊り大会) ほか2か所



H29. 11. 19 「税金ウルトラクイズ」&「税金大声コンテスト」&「熱気球体験」

瀬戸市立幡山西小学校 出席者・見学者 約250名



税法研究部会

H29. 9. 21 税法研究部会例会
瀬戸商工会議所 出席者14名
「キャリアアップ助成金について」



H29. 11. 16 税法研究部会例会
瀬戸商工会議所 出席者10名
「調査マン雑感」



会の動き

(部会)

女性部会

H29. 11. 13 県女性部会連絡協議会情報交換会

ホテルキャスルプラザ 出席者4名



H29. 12. 7 署長との座談会

瀬戸商工会議所

出席者19名



H29. 12. 14 手縫いぞうきん寄贈



瀬戸市役所 福祉課 600枚寄贈



尾張旭市役所 福祉課 400枚寄贈



ノベルティ・こども創造館 200枚寄贈

H29. 11. 9 陶商部会企業施設見学会

マルスウィスキー工場見学 出席者11名

ウイスキーの熟成倉庫、製造工程等を見学しました。

陶商部会



会の動き

(支部)



H29. 11. 2 道泉・瀬戸東合同企業施設見学会

カゴメ富士見工場見学 出席者21名
野菜ジュースの製造工程、梱包の工程を見学。
ロボットを使い梱包の工程まで大幅に合理化されて
いました。



H29. 11. 3 效範西支部企業施設見学会

赤福本店見学 出席者7名
社長さんから、企業理念、歴史、製造方法等
1時間の話を伺いました。



H29. 11. 14 幡山西・幡山東合同企業施設見学会 出席者17名

「ふとんのマルハチ」羽毛ふとん工場見学
羽毛原料の洗浄、殺菌工程。使用中ふとんの再生工程を見学



H29. 11. 25 品野・水北・東明合同企業施設見学会 出席者19名

静岡濾布(有) 和紙タオル工場見学
最盛期には60件のタオル工場が今は5件。社長以下4名で「和紙のタオル」製造で差別化を図っている。





「税の役割と税務署の仕事」をテーマに

税を考える週間（11月11日～17日）展開

今年度も、尾張瀬戸税務連絡協議会の各団体が参加して多くの行事が開催されました。

晴れの受賞おめでとうございます

平成29年度納税表彰

名古屋国税局長表彰

多年にわたり、申告納税制度の普及・発展に貢献されました。



牧 治

副会長

陣屋丸仙窯業原料(株)

尾張瀬戸税務署長表彰

多年にわたり、申告納税制度の普及・発展に貢献されました。



成田 安代

前女性部会長
(株)成田製陶所



黒川 國夫

理事
旭中支部長
(有)黒川新聞店

尾張瀬戸税務推進協議会長表彰

多年にわたり、国税及び地方税の適正な申告に貢献されました。



加藤 陸彦

常任理事
旭東支部長
(株)アイトー



井上 博

理事
道泉支部長
富士石膏(株)



森 篤志

理事
前青年部会長
(株)高千代熱学社



納 税 表 彰 式

平成29年11月15日（水）瀬戸蔵において納税功労者に賞状が手渡されました。



尾張瀬戸税務署長表彰



尾張瀬戸税務推進協議会長表彰



この作品は、平成29年度「税に関する中学生の作文」で尾張瀬戸税務署長賞に輝いた作文です。

「税金」に助けられている

愛知県瀬戸市立水無瀬中学校

三年 鈴村 勇人

「税」について、中学生の僕が最初にイメージするものは、「消費税」です。消費税といっても年によって変わってきているものなので、現在は、八パーセントであると分かりますが、いつから消費税が生まれたのか、分からなかったので、調べました。

すると、日本で消費税ができたのは、平成元年で、その頃は三パーセント、平成九年には五パーセント、そして平成二十六年に、今と同じく八パーセントになったということが分かりました。消費税に対して、どうしても、「負担だ」と思ってしまうのですが、世界に目を向けると、日本は全然多くありませんでした。日本の三倍以上、消費税二十五パーセントの国、デンマークは、国民の幸福度ランキング世界一位といわれています。僕は疑問に思いました。

「なぜ、高い税金を払わなければいけない、負担がとても大きいはずなのに、世界一幸福な国なのか。」
理由は、税の負担が大きい分、サービスが充実しているからだと分かりました。

では、なぜ日本では「税」を良いイメージだと思わないのだろうか。

それは、税に対しての知識が低いから、サービスを受けている実感が湧かないのだと思います。どのようなサービスを受けているのか知ることが大切だと思います。

僕は、税金がなかったら、この世に、生まれてくることは、おそらくありませんでした。なぜかというと、僕の父が高校生の時、四十五メートル程の高さの崖から落ちてしまい、運悪く、その下にあった鉄柵の先の鋭った鉄に、ふとももがささってしまったのです。もちろん大量出血で、「死」も感じるころでしたが、税金のおかげで、救急車がすぐに駆けつけ、間一髪、助かることができたからです。この出来事を父が話すと、「もう少し、救急車が来るのが遅ければ、来なかったら、多分死んでいた。」と言います。

税金は一見、負担の部分が大きいように見えますが、その税金によって、父が助かったように、支えられていると思います。テレビをつけると、脱税という言葉をよく聞きますが、皆が払っているものだから、一人の国民としてしっかり払うべきだし、今まで子供のころは特に税金に支えられたのだから、その分「ありがとう」と感謝の気持ちを持って払うべきだと思います。

僕もこのように、学校に行けること、いくら義務教育であっても、学べることがあたり前ではないので、税金に感謝、税金を払ってくださっている方々に感謝して、その分、一生懸命、学問に励んでいきたいと思えます。そして大人になったら、国民として、責任を持って、税金を払い、恩返しをし、貢献したいと思えます。

平成29年度 ◆ 署長表彰 ◆



「『税金』に助けられている」

愛知県瀬戸市立水無瀬中学校

三年 鈴村 勇人



この作品は、平成29年度「税に関する高校生の作文」で
国税庁長官賞に輝いた作文です。

私達の使命

静岡県立富士高等学校

一年 金子 溪

この夏、私はロンドンを旅行した。イギリスと日本、同じ先進国といえども、言葉や文化、生活習慣などにおいて、多くの違いがある。ロンドンについて下調べをしていく中で驚いたことの一つに消費税の高さがある。なんと20%だ。日本の倍以上ある。国民から不満は出ないだろうか。

イギリスの税率に興味を持ち、調べを進めると、イギリスの消費税VATは、かなり高い消費税率だが、全てにかかる訳ではないようだ。食品や子供服、おむつ、書籍、新聞、医薬品などには消費税はかからない。これなら納得がいく。消費税の高い国々では生活必需品と贅沢品とで差を設けており、消費税率の高さが人々の大きな負担にならないように配慮されているのだ。

またおもしろい税金もある。渋滞税だ。渋滞が社会問題化したロンドンだが、この施行によって公共機関などの利用を促し、一定の効果が出たそうだ。そしてこの税はハイブリットカーや電気自動車など地球にやさしい税金には課税されない。長い目で見れば空気の改善も期待できるだろう。都市部の渋滞に頭を悩ます日本でも、誰もが納得できる仕組みさえ整えば導入するのも可能ではないかと思う。こうしてみると税金とは巡り巡って私達の生活をより便利に豊かにするものだという事に気付く。これはイギリスも日本も全く同じだ。学校、図書館、公園…。私の身の周りでも形をかえて広く深く税金は生か

されている。

しかし残念なことに、イギリスを訪れている間に、私はイギリスの闇の部分も目の当たりにした。地下鉄の近くや路上には住む家もなく、そこに寝泊りしている人々がいた。緊縮財政で公共サービスの縮小が続く現在のイギリスを物語っている。かつて「ゆりかごから墓場まで」と言われた福祉国家は大きく変容してしまったのか。そして今の日本もまたイギリスと同様、貧困と無縁だとは否めないのが実情だ。とても悲しい。税金は明るい場所を色鮮やかに輝かせる為ではなく、暗闇を優しく照らすものであってほしいと願う。大切なことは、国民から集めた税金を国などが使うことで、それに最大限の価値を持たせることではないかと思う。その為に私達ができることは、不満を言う前に、税金の向かう先にしっかりと目を向けることではないか。税金の使い途が不透明だと感じるのは、私達の税金、すなわち政治への無関心さが起因しているのだと痛感する。

これからの日本は税金を負担する人が減少する一方で、税金をもとにやらねばならない仕事は増えていく。政府の借金もどんどん増えている。この現状を変えていくにはどうしたらよいのだろう。簡単には答えはでない。しかし、私達一人一人が利己的な考えを捨てて、社会に参加する意識を高めることこそ、この閉塞から抜け出す糸口になると私は確信する。そして日本だけでなく世界の人々が幸せに暮らせる社会を世界中のみんなで作る。それが私達若い世代に与えられた使命だと強く思う。

平成29年度 ◆ 長官表彰 ◆



「私達の使命」

静岡県立富士高等学校

一年 金子 溪

第34回法人会全国大会

(平成30年度税制改正提言大会)

平成29年10月5日(木)第34回「法人会全国大会」福井大会が福井市の「福井県産業会館」にて、全国から1,700名を超える会員が参加し盛大に開催されました。

当法人会からは伊藤会長の外2名が参加しました。

第1部記念講演は「今後の政治と経済の行方」をテーマに毎日新聞専門編集委員、与良正男氏。

続く、第2部の式典では、柳田税制税務委員長から【本格的な事業承継税制の創設】を柱とする平成30年度税制改正提言の内容説明、青年部会による租税教育活動の報告等が行われ、全法連副会長が「大会宣言」を読み上げ、次の開催地である鳥取県連会長の閉会のことばで式典を終了した。

平成30年度税制改正スローガン

- ・ 厳しい財税状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
- ・ 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- ・ 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！
- ・ 中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！



なお、法人会では平成31年10月に税率引き上げが予定されます消費税については、事業者の事務負担の大きさ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保の観点から軽減税率制度の導入は問題が大きく、単一税率が望ましい旨を表明しています。

平成29年度愛知県法人会「運営研究会」

専務理事 三浦 廣久

平成29年12月4日(月)午後2時30分から、ホテルキャッスルプラザにて、平成29年度愛知県法人会運営研究会が開催され、当会からは伊藤会長、ほか2名が出席しました。

「活動研究の発表」は、2年目となる名古屋北法人会・昭和法人会、1年目である小牧法人会・東三河法人会の4法人会。

最初に名古屋北法人会から「恒にhotな公益事業活動」と題して、税や経営に関する研修活動、租税教育活動の内容紹介。

続いて、昭和法人会から「原点回帰」、サブテーマとして「組織・活動を総点検し、さらなる飛躍へ」と題して、活動、組織体制全般を見直し、会員拡大、財政の見直しなど8項目にわたる課題を洗い出し、個々の課題に対する取り組みの紹介があり、それぞれの法人会が抱える課題と相通じるもので興味深く参考とすべき点が多々ありました。

発表1年目である小牧法人会は「公益社団法

人としての新たなあゆみ」、サブテーマ「知る、つなぐ、貢献する法人会活動」と題して、愛知県下で最初の公益社団法人として

公益事業活動の現状を見つめ今後の取組みを考える旨の発表。

続いて、東三河法人会から「めざします 社会貢献活動を通じた組織の充実」と題して、抱える課題を分析し社会貢献活動を通じて組織の活性化を行う方策について取組んでいくとの発表。

会員の減少、法人会の知名度アップへの取組み等直面する諸問題はどの法人会も同様であり、他法人会の活動を参考としながら、当法人会の今後の事業活動に活かしてゆきたいと思えます。



法人会全国青年の集い「高知大会」に参加して

青年部会 部会長 瀬戸チップ工業㈱ 大澤 健一

第31回法人会 全国青年の集い「高知大会」が未来へ継ぐ絆「志国高知」のもと11月9日（木）10日（金）に開催され、メンバー8名で行って来ました。

9日の租税教育活動プレゼンテーションでは、全国各地より選抜された11法人会の素晴らしい取り組みが紹介されました。

10日の部会長サミットでは租税教育活動の資質向上を図るため、各テーブルに分かれて、「子供たちが税の使い道について考える機会を提供する」を実践するための手法について議論しました。瀬戸旭法人会でも租税教育として、税金ウルトラクイズ&税金大声コンテストを行い、成績優秀者には気球に乗ってもらっていますが、紹介された取り組みは、より子供たちが税金を身近に感じ、理解し、考えるものでした。子供たちが導きだした税金の使い方は素晴らしいものばかりでした。手間も時間もかかりますが、私達の租税教育も先に進む必要があると感じました。

記念講演は高知県出身であります、間寛平氏で演題は「走ることで伝える大切な

事～夢・出会い・絆」でした。アースマラソンへの挑戦のVTRを30分ぐらい見た後に講演が始まりました。大変な苦勞をしてきたようですが、それを感じさせないような楽しい話でした。途中、席を立った観客を呼びとめて「どこ行くの」と聞き、「トイレ」と答えると、戻って来るまで講演が中断したりと、寛平さんらしい笑いの絶えない講演でした。アースマラソンの途中で前立腺がんが見つかった所で時間になり、まさかの終了。ここから感動話だったのに残念でした。寛平さんは「また次回」と言っていました、いつの次回かわかりませんが待ち遠しいです。

その後、大会式典、大懇親会と続き、鯉のたたき等、高知のおいしいものをたくさん食べてきました。

毎年全国のどこかで開かれる、全国青年の集いで多くの仲間に出会えることは素晴らしい経験となります。来年は岐阜大会で近場ですが、今から楽しみです。



青少年租税教育事業「税金ウルトラクイズ」& 「税金大声コンテスト」&「熱気球体験」

青年部会 地域貢献委員会 委員長 株丸幸中島 中島 隆幸

平成29年11月19日(日)、瀬戸市立幡山西小学校にて青少年租税教育事業を開催しました。本来は、10月22日開催の予定でしたが、台風接近に伴い順延開催となりました。

順延開催にもかかわらず多くの子供・地域の方々にお集まりをいただき、軽快な司会進行も手伝って楽しく参加できる場となりました。「税金ウルトラクイズ」では、子供たちの身近な“税”を題材にしたクイズで楽しく知り・学ぶことができました。

「税金大声コンテスト」では、若手教員の方の手本もあり会場が沸き、恥じらいながらも多くの子供たちが税に関するフレーズを叫び、周りにいる大人たちも含めて“税”への親近感が沸いたことと思います。

熱気球搭乗体験は、試験飛行の時間帯までは上げることができましたが、その後、風の影響により、子供たちには行うことができませんでした。気球クラブの計らいでゴンドラ搭乗体験とバーナー操作体験を行

い、子供たちは、とても興奮した様子で貴重な体験を楽しんでいました。

事業の目的である日本の未来を担う地域の子供たちに、税の仕組み・大切さを学び、国や地域社会を愛する気持ちを深めてもらうことが出来たと思います。

教育現場では、学校のみならず家庭・地域・企業が連携し、子供たちに「自ら考え、学び、生き抜く力」を身につけさせることが、今後の教育方針の核とされています。法人会・一企業人として青少年教育の一役を担い、携わることが大切であり、今後も青少年租税教育事業の継続が必要であると考えます。

開催にあたり、小学校・PTA関係者・地域の方々、気球クラブ、ラジオサンキューのスタッフ、そして法人会青年部会員並びに事務局の皆様より多大なるご支援をいただき、無事に開催できたことを感謝致します。ありがとうございました。



(公社)瀬戸旭法人会 青年部会 創立40周年記念事業について

青年部会 部会長 瀬戸チップ工業㈱ 大澤 健一

この度、公益社団法人 瀬戸旭法人会 青年部会は創立40周年を迎えました。昭和52年5月23日の創立以来、歴代部会長を初めとする多くの先輩諸兄の活躍により、今があります。そこで、創立40周年を記念して、地域の皆様に対する感謝の気持ちとして、記念講演会、歴代部会長を初めとする先輩諸兄に対する感謝の気持ちとして、記念式典、更にご来賓の皆様、歴代会長の皆様、他法人会青年部会の皆様と一緒に記念祝賀会を開催させて頂きました。

記念事業のオープニングは2016年度ミッセとものでもあります、ピアニスト高橋果歩さんによる演奏で、映画「ビリギャル」の挿入歌では歌も併せて披露させて頂きました。

ビリギャルこと小林さやか氏の講演では、「やればできる」を「できる」に変えたビリギャルからのメッセージとして、目標へ向かっての気持ちや行動、また家族との絆、映画のことなど、楽しくためになる

話を聞くことが出来ました。

記念式典では、歴代部会長の紹介を行い、歴代部会長代表として、第七代部会長寺田悟様に当時のお話を頂き、特に姉妹提携を結んでいます広島県福山法人会とのことを楽しそうに話していらっしかったです。

記念祝賀会では御出席頂いた皆様とアトラクションを挟みながら、楽しいときを過ごすことができました。また、記念品は尾張旭市の特産品でありますいちじくのワインとせとものワイングラスとしました。

この40周年を節目に瀬戸旭法人会青年部会は、気持ちを新たに更に税を通した地域貢献をしていきます。

最後になりますが、事務局の皆様の協力があり、創立40周年記念事業を無事終えることができました。ありがとうございました。



小林さやか 氏



せともの祭りに雨がふる

— 瀬戸市窯神町 —

「そなたたち、ここで、焼き物を作ってみないか。」
熱田奉行・津金文左衛門の思いがけない言葉に民吉と父吉左衛門は、うれしくて涙がこぼれそうになった。

「わしは、南京焼という清国（中国）の焼き物を書物で学んだ。それをそなたたちに教えようと思うがどうじゃ。」

「何とありがたいお話でございましょう。どうか、ぜひお願いいたします。」

吉左衛門と民吉は、夢でも見ているような心地で、額を地面にすりつけた。

文左衛門は、翌日、民吉たちに「陶説」という本を見せた。

「これが南京焼じゃ。よく見るがいい。」

民吉たちは目を見張った。清国の陶工たちの焼き物を作る様子が、さし絵入りでくわしく描かれていたのだ。二人は、文左衛門の繰っていくページを隅から隅まで食いいるように見つめた。

「これが、あの有田焼と同じ磁器と呼ばれる焼き物なのだ。」

民吉親子は、瀬戸村で、ずっと焼き物を作ってきた。ところが、瀬戸の焼き物は、九州有田の磁器と呼ばれる焼き物に押されて売れなくなり、ひどい不景気と

なった。吉左衛門は仕方なく、焼き物作りを長男に任せて、大勢の農民を募る熱田前新田（名古屋市区）へ、二男の民吉と働きに来たのだった。新田を取り仕切る文左衛門は、二人のあまりに不慣れな百姓ぶりを見かねて、「ここで焼き物を」と声をかけたのだった。

「今日からまた焼き物作りができる。」

民吉の心の中に、明るい光が広がっていった。

文左衛門に教えられて、盃や小皿やはし立てなどを次々に焼き上げていった。しかし、あの固くてつや

のあるみごとな細工の有田焼には、かなわなかった。

その年の暮れ、文左衛門が病でなくなり、二人はその後、息子津金庄七の世話になって焼き物作りを続けた。

（早く有田焼のような焼き物が作りたい。）

二人は、借金をして磁器を焼くための丸窯（登り窯）を築いた。しかし、思うようにうまくいかなかった。

「やはり、有田へ行くしかない。」

津金庄七や瀬戸村の庄屋・加藤唐左衛門らと相談して、とうとう民吉が有田へ行き、技法を学んで来ることになった。しかし、有田ではその頃、技法は秘密でよそ者に教えることを固く禁じていた。秘密を知った者は、生きて帰れないと言われていた。下品野村で、村人にこっそり秘法を伝えていた有田の陶工副島勇七は、連れ戻されて打ち首にあっていった。

（命がけの旅だ。だが、瀬戸村の焼き物のために役立つのなら……）

文化元年（一八〇四）二月、民吉は、ついに九州へと旅立った。

九州・天草島

（熊本県）には、さいわい菱野村（瀬戸市菱野町）出身の天中和尚がいた。和尚の計らいで、民吉は高浜村の窯場に住み込み、毎日、慣

れない蹴るくろで茶わんを作った。茶わんを作りながら、密かに土や釉薬や窯のことを探った。

半年後、民吉は平戸の三河内山（長崎県）の窯場に変ったが、働き始めて十日後「よそ者は留めおくことならぬ。」ときびしいおふれが届いて、すぐにそこを離れなければならなかった。

十二月も暮れになって、やっと平戸・佐々浦の福本仁左衛門の窯場で働くことになった。

（よかった。ようやく落ち着いて働ける。早くいる



いる覚えねば………)

民吉は夢中で働いた。

仁左衛門には、「さき」という娘^{むすめ}がいた。さきは働き者で窯場をよく手伝った。

「民吉さんもお茶にしましょうよ。」

さきは、いつも優しく声をかけてくれた。さきの入れてくれたお茶を飲みながら、民吉はよく格子窓の向こうの空をながめた。さきも そっと民吉の横に座^{すわ}って、空を見つめた。

「よう働いてくれる。それにお前さん なかなか腕^{うで}がいい。ちょうど人手が足りなくて困^{ひとで}っておったところだ。本当にたすかる。」

仁左衛門は、しだいに民吉を頼^{たよ}りにするようになった。

夏になって、仁左衛門は、息子の小助^{こすけ}とお伊勢参りに行くことになり、民吉に言った。

「留守中、窯場はお前さんに任^{まか}せる。わからぬことはさきに聞いて下され。よろしく頼^{たの}みますぞ。」

民吉はうれしかった。さきならきっといろいろと教えてくれるにちがいない。

「さきさん、土に混ぜている白い粉は石の粉だね。」

「そうよ。固い磁器を作るために、天草の陶石^{とうせき}を混ぜるのよ。」

「色やつやを出すために、どんな釉薬^{ゆうやく}をかけているんだい。」

「いす灰^{ばい}という灰よ。鮮やかなきれいな色がでるわ。」

民吉は、さきと一緒に釉薬を調合した。それから二人で、たくさんの作品を窯詰めした。

いよいよ窯たきの日^{かまづ}がきた。

民吉は、さきや手伝いの人たちと薪^{まき}を燃やし続けつつに、固くてつやのある見事な磁器^{まが}を焼き上げた。仁左衛門は大喜びだった。

「ようやった。今夜はみんなで祝おう。」

庭にござを敷いて、賑やかに飲んで歌い、踊った。月明かりのきれいな

夜だった。

「民吉さん、早くいっしょに踊りましょうよ。」

さきに誘われ、見よう見まねで手を上げ足を上げ………。

星もきらきら輝いていた。



夢のように二年が過ぎて、民吉は、もう瀬戸村にかえらねばならなかった。

(さようなら。恩^{おん}は一生^{いっせい}忘れない。)

民吉の去って行った方を、さきはいつまでもいつまでも見つめていた。

民吉は瀬戸村に帰り、学んできたことをみんなに伝えて、さらに工夫^{くふう}をと忙しい毎日を送っていた。いつしか十二年の歲月^{さいげつ}が流れた。

ある秋の夕暮れ、民吉の家の前に、一人の女の人と子どもが立っていた。

「あの一、おたのみ申します。ここに民吉さんという人はおられますか。平戸の佐々浦から参^{まい}りましたさきと申します。」

「そ、そんな人 ここにおらんでよう。はよ帰りやあ。」

家の人は決して民吉に会わせようとしなかった。それは、民吉が佐々浦へ連れ戻され、殺されるのではと恐れたからだった。

さきは、仕方なく、子どもの肩^{かた}を抱き寄せると、すがるような目で、振り返り振り返りして

は、冷たい風の吹く中を去^さって行った。

瀬戸の「白と青との色鮮やかな染付焼^{そめつけやき}」は、民吉たちによって完成され、日本中に評判が広まって、注文^{ちゅうもん}がたくさんくるようになった。瀬戸の人々は民吉を磁祖^{まそ}と敬い、毎年九月にせともの祭りを催す。けれどきまって、祭りにはよく雨がふる。雨は佐々浦のさきの

「悲しみの涙^{なみだ}が雨となって、せともの祭りにふるそうだ。」

いつの頃^{ころ}からか、瀬戸の人々は、そう言うようになった。



出典：せと・あさひのむかしばなし！
「おしょうさんにしかられた龍」

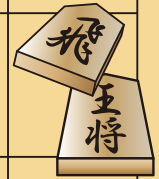


窯神社の磁祖 民吉像

「時のト」



藤井聡太四段



瀬戸市出身在住の藤井聡太くんは、14歳の史上最年少でプロ棋士となられ、初対局 加藤一二三九段を皮切りに29連勝の最多連勝記録を達成されました。

新語・流行語大賞にも「藤井フィーバー」としてノミネートされる等、地元のみならず日本中のホットな話題となりました。現在「対局数」「勝数」「勝率」「連勝」の四冠を邁進中です!!

(平成29年12月末現在)





第34回法人会全国大会 (福井大会)に参加して

常任理事・幡山西支部長
信和建設(株)

清水 伸 裕

平成29年10月5日、福井県産業会館で開催されました第34回法人会全国大会(福井大会)に、伊藤会長、三浦専務理事と共に参加してきました。

当日はJR北陸本線特急しらさぎ号で一路福井へ、そして福井駅からはシャトルバスにて会場入りしました。大会は440単体会・1700名を超える登録者数で、大盛況です。会場前には物産展が並び、福井県の名産品が展示販売されており、皆さんお土産をいろいろと購入されていました。

第一部記念講演会においては、毎日新聞専門編集委員の与良正男氏が、「今後の政治と経済の行方」という演題で講演をされ、時まさに第48回衆議院選挙の公示直前ということもあり、非常にタイムリーで興味深いお話を聞くことができました。

第二部式典では、主催者・来賓の挨拶に続き、会員増強・研修参加率向上・福利厚生制度推進の三部門で、多くの県法連・単体会が表彰され、私たち瀬戸旭法人会も研修参加率向上で優秀賞をいただきました。税制改正提言の報告、青年部による租税教育活動の報告と続き、最後に大会宣言がされ、式典は閉会しました。

そして、お待ちかね第三部懇親会。福井の地酒による乾杯で幕を開け、郷土料理や日本海の海の幸で舌鼓を打ちながら、地元書家のパフォーマンス等を楽しみました。その中でも、私がいちばん感激したのは、この夏よりポストコシヒカリとしてテスト販売が始まった、高級ブランド米「いちばまれ」のご飯です。

(11月10日付中日新聞夕刊「夕歩道」より)
国税庁は毎年十一月十一日から十七日までの一週間を「税を考える週間」として、正しく納税してもらうべく、さまざまな啓蒙活動を行っている。今年も「くらしを支える税」をテーマに明日から。

☆
自発的かつ適正な納税は、言うまでもなく国民の義務。そこで、国税庁はホームページなどで「日々の取引の状況を記帳し、帳簿や書類を一定期間保存する必要がある」と納税者に通知してきた。

☆
今年には不思議な国有地値引きの記録を「破棄した」という人物がトップに。納税者に対しては、「書類がない」と言われても、そうですか、と引き下がるわけにもいかぬ。現場はやりにくからう。

いらつしゃいましたよ、このお方も！来賓席のいちばん上座に！！



私たち法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する、経営者の団体です。(法人会の理念より) 第34回法人会全国大会(福井大会)に参加して、その意識の高揚と法人会活動への積極的な参画を改めて決意するところです。

消費税軽減税率制度の概要

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

- 飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

勘定元帳（仕入）						
XX年	月	日	摘要	税 区 分	借方 (円)	
11	30		△△商事 11月分 日用品	10%	88,000	
11	30		△△商事 11月分 食料品	8%	43,200	
			②	①	③	④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			△△商事 ①
〒0000年11月30日			
11月分 131,200円（税込）			
日付	品名	金額	
11/1	食 料	5,400円	③
11/1	牛 肉	10,800円	
11/2	特産品	2,200円	
計		131,200円	
10%対象		88,000	
8%対象		43,200	
※軽減税率対象品目			

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

- 【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0570-081-222
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 【専用ダイヤル】 0570-030-456
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
 2. 電話相談センター
 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のパナーをクリック

消費税軽減税率制度

所得税配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

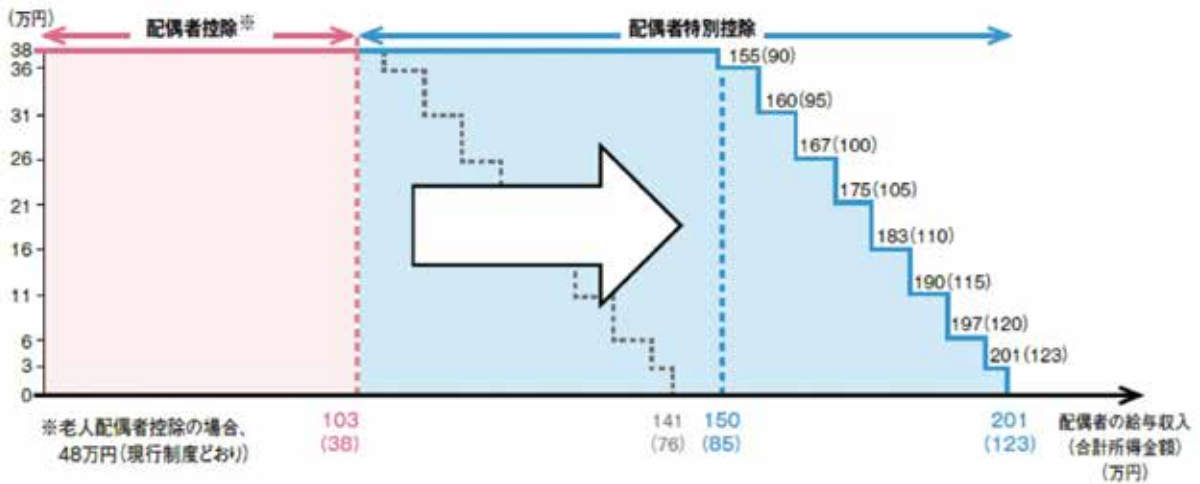
働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行います。

※平成30年分以後の所得税について適用します。

① 納税者本人の受ける控除額

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を、150万円に引き上げます(現行の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円)。

(例) 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)



② 納税者本人の所得制限

配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限を設けることとし、給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)を超える場合には以下の表のとおり控除額が遞減・消失する仕組みとします。

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者控除 [※]	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	-
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	-
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	-
1,220~ (1,000~)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額48万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額32万円、③1,170万円~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

ご自宅で『スマート！確定申告』 申告書が作成できます！



確定申告会場は、**大変混雑し、長時間お待ちいただく**場合があります。

ぜひ、国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」をご利用ください。

メリット

1 税務署に行く手間がかかりません！

作成した申告書等は、e-Tax を利用して送信することができます。

また、**印刷して郵送等により税務署に提出**することもできます。

確定申告期間中は **24 時間いつでも利用**できます。

ご不明な点は**電話で問合せ**できます（申告内容などが分からないときは名古屋国税局電話センター（0561-82-4111）、作成コーナーの操作が分からないときはヘルプデスク（0570-01-5901））。

※1 タブレット端末・スマートフォンからは e-Tax をご利用になれません。

※2 e-Tax での送信には、事前にマイナンバーカード等の電子証明書と IC カードリーダーが必要で

メリット

2 計算誤りの心配がありません！

画面の案内に従って金額などを入力するだけで、計算誤りのない申告書等を作成できます。

メリット
3

プリントサービスにも対応しています！

プリンタをお持ちでない方やタブレット端末・スマートフォンをご使用の方も、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して、申告書等を印刷できます。

名古屋国税局ホームページでは、

- 確定申告書等作成コーナーの操作マニュアルのほか、**申告書等作成の際に役立つ情報**を掲載しています。

随時更新！！

www.nta.go.jp/nagoya

名古屋国税局

検索



タブレット端末・スマートフォンをご使用の方は、こちらをご利用ください。

※ 掲載QRコードのリンク先は予告なく変更又は削除する場合があります。

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除の適用には、領収書の提出の代わりに

「**医療費控除の明細書**」の添付が必要となりました。

※ 医療費の領収書は自宅で **5 年間保存**する必要があります。

（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）



愛知県

法人県民税法人税割の税率が改正されました

愛知県県税条例等の一部を改正する条例が平成29年3月28日に公布され、平成31年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割の税率が改正されました。

区 分	平成26年9月30日 までに開始した 事業年度	平成26年10月1日から 平成31年9月30日まで の間に開始する事業年度	<u>平成31年10月1日 以後に開始する 事業年度</u>
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額(分割前の総額)が年1,500万円以下の法人	5.0%	3.2%	<u>1.0%</u>
上記以外の法人	5.8%	4.0%	<u>1.8%</u>

※今回の条例改正では、法人県民税均等割の税率改正はありません。
 ※法人事業税等については、平成31年2月1日以後に終了する事業年度の税率は未定です。
 ※現在の税率については、愛知県税務課ホームページをご覧ください。
[\(http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/\)](http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/)

確定申告書(6号様式)等の様式が変わりました

地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第46号)が平成29年7月6日に施行されたことに伴い、申告書及び申請書の様式の一部が改正されました。

第6号様式(確定申告書)の改正

法人税割からの利子割額の控除の廃止に伴い、利子割額の控除に関する計算、控除、還付・充当に関する記載欄が第6号様式から削除されました。

なお、利子割額の控除の適用があった事業年度について申告するため利子割に関する記載が必要な場合は、改正前の申告書(旧第6号様式)及び申告書別表(利子割額の控除・充当・還付に関する明細書(旧第9号の2様式)・利子割額の都道府県別明細書(旧第9号の3様式))を使用してください。

上記以外の様式については、愛知県ホームページをご覧ください。

申告書様式のダウンロード <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000055625.html>

上記内容についてのお問い合わせ先

問い合わせ先	連絡先
東尾張県税事務所	〒486-8515 春日井市鳥居松町3丁目 65 番地 TEL:0568-81-3197 FAX:0568-84-6563

* 法人県民税・法人事業税に関するその他の内容については、愛知県総務部税務課のホームページをご覧ください。
 県税事務所県民税・事業税担当にお問い合わせください。

1 平成30年度から軽自動車税のグリーン化特例（軽課）が見直されます

現行：H28. 4. 1～H29. 3. 31取得分

区分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+20%達成	50%軽減
2020年度燃費基準達成	25%軽減



改正後：H29. 4. 1～H31. 3. 31取得分

区分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+30%達成	50%軽減
2020年度燃費基準+10%達成	25%軽減

注1) 軽自動車税の電気自動車とは、電気自動車、天然ガス自動車をいいます。

注2) 電気自動車等を除くガソリン車、ハイブリッド車、LPG車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

2 平成31年度から個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が見直されます

(1) 配偶者控除

現行

所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
制限なし	33万円	38万円

改正後

所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円

注1) 合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者は、配偶者控除の適用を受けることができません。

(2) 配偶者特別控除

現行

配偶者の合計所得金額	控除額
	合計所得金額1,000万円以下の所得割の納税義務者
38万円超40万円未満	33万円
40万円以上45万円未満	
45万円以上50万円未満	31万円
50万円以上55万円未満	26万円
55万円以上60万円未満	21万円

配偶者の合計所得金額	控除額
	合計所得金額1,000万円以下の所得割の納税義務者
60万円以上65万円未満	16万円
65万円以上70万円未満	11万円
70万円以上75万円未満	6万円
75万円以上76万円未満	3万円

改正後

配偶者の合計所得金額	控除額		
	合計所得金額900万円以下の所得割の納税義務者	合計所得金額900万円超950万円以下の所得割の納税義務者	合計所得金額950万円超1,000万円以下の所得割の納税義務者
38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円

注1) 現行と同様、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者は、配偶者特別控除の適用を受けることができません。

2018年税のこよみ

- 源泉所得税の納付→支給月の翌月10日まで *納期の特例適用者の1～6月分の納付→7月10日まで、同7～12月分の納付→1月20日まで。
 - 法人税・消費税等・法人事業税・法人住民税の確定申告及び納付→決算期終了後2か月以内（申告期限延長特例法人は消費税等を除き3か月以内）
 - 法人税・法人事業税・法人住民税の中間申告及び納付→前年決算期終了後8か月以内
 - 法人税等の中間申告及び納付（年3回の場合）→前年決算期終了後5・8・11か月以内
 - 相続税の申告及び納付→相続開始の日の翌日から10か月以内
- ※期限が休日等に該当する場合は翌日が期限となります。

月	国 税	地 方 税		
		県 税	瀬 戸 市	尾 張 旭 市
1	○源泉徴収票の本人への交付…1月31日まで ○法定調書の提出…1月31日まで ○給与所得者の扶養控除等申告書の提出…今年最初の給与の支払いを受ける日の前日まで		●固定資産税及び都市計画税第3期分の納付…10日まで ○固定資産税の償却資産申告書の提出…1月31日まで ○給与支払報告書の提出…1月31日まで	●固定資産税及び都市計画税第3期分の納付…10日まで ○固定資産税の償却資産申告書の提出…1月31日まで ○給与支払報告書の提出…1月31日まで
2			●個人住民税第4期分の納付…13日まで	●個人住民税第4期分の納付…5日まで
3	●29年分所得税の確定申告及び納付…3月15日まで ○29年分所得税の総収入金額報告書の提出 ○所得税確定分の延納の届出 ○所得税の青色申告の承認申請 ●29年分贈与税の申告及び納付…3月15日まで ●個人事業者の消費税等申告及び納付…4月2日まで	○個人事業税の申告…3月15日まで	●固定資産税及び都市計画税第4期分の納付…12日まで	●固定資産税及び都市計画税第4期分の納付…5日まで
4	●所得税 振替納税…4月20日 ●個人事業者の消費税 振替納税…4月25日		○固定資産課税台帳の縦覧…4月1日から5月10日まで（土日・祝日を除く） ○給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出…異動した日の翌月10日まで	○固定資産課税台帳の縦覧…4月2日から5月7日まで
5	●29年分所得税延納分の納付…5月31日まで	●自動車税の納付…5月31日まで ●鉱区税の納付…5月31日まで	○市長から個人住民税の特別徴収税額の通知…31日まで ●固定資産税及び都市計画税第1期分の納付…10日まで	●固定資産税及び都市計画税第1期分の納付…7日まで
6	○税務署長から30年分所得税の予定納税額の通知…6月中旬に送付される。		●軽自動車税の納付…11日まで	●軽自動車税の納付…5日まで
7	○所得税予定納税額の減額承認申請…7月17日まで ●所得税予定納税額第1期分の納付…7月31日まで		●個人住民税第1期分の納付…10日まで	●個人住民税第1期分の納付…5日まで
8		●個人事業税第1期分の納付…8月31日まで	●固定資産税及び都市計画税第2期分の納付…10日まで	●固定資産税及び都市計画税第2期分の納付…6日まで
9			●個人住民税第2期分の納付…10日まで	●個人住民税第2期分の納付…5日まで
10				
11	○所得税予定納税額の減額承認申請…11月15日まで ●所得税予定納税額第2期分の納付…11月30日まで	●個人事業税第2期分の納付…11月30日まで	●個人住民税第3期分の納付…12日まで	●個人住民税第3期分の納付…5日まで
12	○保険料控除申告書及び配偶者特別控除申告書の提出…今年最後の給与の支払いを受ける日の前日まで ○給与所得者の年末調整…今年最後の給与の支払いをするとき			

●印は納付

“職場の淀み”は悪い方に流れることに注意!!

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆仕事の効率の波—その意外な原因

食品工場のマネジャーSさんから「どうもみんなの歩調が合わない時がある。だんだん積極性が見られなくなる。自分の指導が悪いのか」という相談を受けました。ちょうど大事な納期が一段落した時でした。Sさんの言葉に、こちらが考えるヒントがあったので「いい時とそうでない時があるということですか」と聞いたところ「めちゃくちゃ忙しい時はリズムがいいですね。いつもこうならいいのですが」と答えてくれました。

多忙な時はみんなが懸命になって取り組み、仕事ははかどります。一段落すると、ひとりひとり自分流の仕事のやり方に戻ります。よくある現象です。ふだん私たちは、苦手なことや面倒なことをつい後回しにしてしまいがちです。いざ取りかかれば普通にできるのに、なかなか重い腰が上がらないことを経験した方も多と思います。取り組みが遅い人がそばにいとついでいと同じようになっていきます。これは、性格とかやる気の問題と思われがちですが、実はそうではありません。脳の神経細胞「ミラーニューロン」が働いたからです。人は他人の行動を見て、まるで自分が同じ行動をとっているように鏡、のような反応することから名付けられました。20年前にイタリアの学者によって発見されました。

◆いつもと同じ仕事のペースこそ重要

脳は無意識に目の前の人の真似をしてしまう。自分でも気づかないうちに周りの人と草草や話し方まで似てくる。これを職場に当てはめれば、周りに「すぐやらない人」がいたとすると、周囲に伝染していくということです。すぐやらなくてもいい、先延ばしをしてもいい、という雰囲気が作られていきます。もちろん、「すぐやる人」がいればそれも真似されますが、実は「すぐやらない人」、つまり良くないことの方が伝染力は強いのです。例えば、きれいな道路では、ふだんは誰もゴミを捨てないけ

れど、ひとりが捨て始めると、あっという間にゴミの道になることでも、この脳の働きが分かると思います。

Sさんにこの話をしたら、うーんとうなって「なるほど分かります。忙しい時は何も考えないでみんなすぐやります。問題は日常の仕事をだらけないようにすることですね」と語りました。そこから、ふだんからみんながペースを乱さないで仕事をこなしていくためにはどうするか。

◆ミーティング改善、短い休憩時間増やす、イベント…

数日後、Sさんはマネジャー仲間と話し合っけてまとめたことですが、とことわっていくつかのアイデアを話してくれました。ひとつはミーティングの中身の改善です。会社の伝達事項が中心だった手法を改め、ふだんから模範になる取り組み方を、あえて個人名は挙げないで紹介する案です。意識改革につなげる意図があります。短い休憩時間を取り入れることの狙いは、休憩だから各自自由にするのではなく、例えば10分～15分程度集まってもらって、その日、その時、良かったことをみんなでひとこと話し合う方法です。進め方の共有を期待していました。イベントは、**「ずばりくごくろうさん会」**です。多忙な仕事に区切りがついたときに、みんな飲食会を開こうという案です。ワイワイガヤガヤの話し合いから一体感が生まれるだろうという計算です。もちろん好まない社員もいるでしょう。自由参加で、と話してくれました。

いかがですか。働きやすく成果が上がる職場を、現場の感覚でどうすればいいか考えることはとても大事です。Sさんのマネジメントは素晴らしいですね。職場の悪い流れを止める努力はやはり現場でしかできません。

【筆者紹介】

柏木 勇一 (かしばぎ・ゆういち)

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

新会員の紹介

平成29年8月1日～平成29年11月30日

(支部別五十音順)

支部名	法人名	代表者名	職種
効範西	(株)シュンエイ	毛利 俊英	飲食・清掃
品野	(株)NPC長江舗設	長江 忍	建設業
水南	佐藤住設(個人)	佐藤 直樹	配管業
瑞鳳	リアルフィールド(株)	牧野 重則	不動産業
瀬戸東	上建(個人)	上村 健司	建設業
幡山西	(株)愛岐建設事務所	山内 明	建設業

会員募集

様々な業種の経営者と知り合い、自分とは違う分野で活躍される方との交流は、新たな事業展開のヒントをつかむチャンスです。瀬戸旭法入会では会員を募集しています。会員の方で知り合いの法人で法人会への加入を紹介していただける方、また会報誌をご覧になって興味を持たれた法人の方はお気軽に事務局へご連絡ください。

法人会では次のような事業を行っています。

- ・研修事業＝税法、教養、著名人による経済等の講演
- ・地域社会貢献事業＝手縫い雑巾の市等への寄贈、

新小学一年生へ「れんらく帳」の寄贈、地元コミュニティラジオ局を活用し、「学校大好き」で生徒・児童の魅力を紹介。

- ・福利厚生事業＝団体加入による優遇制度を利用した大型保障保険等の各種保険の提供、大型テーマパークの利用割引券
- ・交流事業＝各部会（青年部、女性部、税法研究、陶商、建設業、調査部）、支部
- ・情報発信＝税法改正の要望・提言、会報誌配布、税務参考資料の配布

《公益社団法人瀬戸旭法人会

TEL 0561-84-1161 FAX 0561-84-1325》

組織委員会から一言

組織委員長 加藤 陽太郎

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

瀬戸旭法人会は昨年、公益社団法人として新たなスタートをきりました。本年も会員の皆様と共に活発な会運営に努めてまいりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

本寄稿時には、バブル期以来の株価上昇や上場企業が軒並み増収増益と日本経済全体では上

向き基調と報道されていますが、我々中小企業の業績は依然として厳しく、経営者の責務はますます重くなり、経営判断のスピードを加速させていく必要に迫られています。

平成31年施行予定の軽減税率導入をはじめ、税を取り巻く環境も刻々と変化する中、企業の存続・発展には正しい税知識と情報がますます重要となります。その情報の質と量を高めるべく、会員増強活動に引き続き協力いただけますよう、よろしく願いいたします。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

※税務署にご提出いただく、**所得税、消費税及び贈与税申告書**については、マイナンバーの記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)のトップページにある「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をクリックして、ご覧ください。

パソコン講座のご案内（企業向け）

オリジナルテキストを見ながら各自で進めて頂き、その都度わからない事を何度でも質問して頂く“個別指導型の出張パソコン教室”です。

実践的ビジネス講座として、ご自身の学びたい部分を集中習得していただける様、各用途別に1日～2日コースをご用意いたしました。複数のコースの組み合わせも可能です。

最新のOFFICE2016にも対応、ビジネス向けツールも多彩です。新入社員研修・社員教育研修にご活用下さい。ご自分のノートパソコンの持込も可能です。この機会にふるってご参加下さい！

日時：平成30年2月8・15・22日（毎週木曜日）

10:00～16:00（昼休憩：1時間）

会場：瀬戸商工会議所 301会議室

受講料：1日コース 6,000円

2日 // 12,000円

*受講料にはオリジナルテキスト代とお食事が含まれます。

*パソコンをレンタルされる方はレンタル料として1日500円が必要です。

（パソコン持込の場合は不要）

*受講料の振込先は後日ご連絡いたします。

申込締切 平成30年2月2日

★ご不明な点・ご希望の方は事務局までご連絡下さい。TEL 0561-84-1161 / FAX 0561-84-1325
尚、お申込後の取消しはお受けできませんのでご了承ください。

ラジオサンキュー《FM84.5MHz》特番 『税金クイズバトル 2018』

提供：（公社）瀬戸旭法人会青年部

ラジオサンキューの朝、昼、夜の番組を担当するパーソナリティが「税金に関するクイズ問題」に挑戦し、税金についての知識を競い合います。

パーソナリティの「珍回答」も続出、面白おかしく税金のことをリスナーの皆さんに理解してもらいます。

【出演】林ともみ、良一、名芸男子MGD、北川とみ 【司会】高橋ひろこ クイズ解説は尾張瀬戸税務署の皆さん

【放送日時】 平成30年1月22日（月）～1月26日（金） 14:40～14:59

◆ 事務局 だより ◆

会員の皆様にご案内がございます。会社の住所・資本金・代表者の変更がありました時は、速やかに事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

編集後記

年末に京都府、兵庫県方面に旅行に行ってきました。1日目、宮津市の「天の橋立」見学の際に、傘松公園ケーブルカー乗り場近くの元伊勢籠神社を散策。トイレの入り口近くに、きれいな外国人の二人の女性が座って煙草を吸っていました。

興味本位？英単語を3つつなげて「何処の国から来たんですか？」すかさず「イタリアからです。」流ちょうな日本語の返事。9月から京都大学に短期留学し、2月に帰国する予定、帰りたいくないとのこと。

2017年の外国人旅行者は3,000万人近くになったようですが、少子高齢化の日本。

これからは外国人観光客の方に消費拡大のお手伝いをお願いする必要があります。観光地へ行けば、いろいろな国の言葉が当たり前前の時代になりました。

皆様が国際化の波に上手に乗れます様、今年が良い年となれますよう祈念いたします。（G.K）



H29.12.21 第4回広報委員会

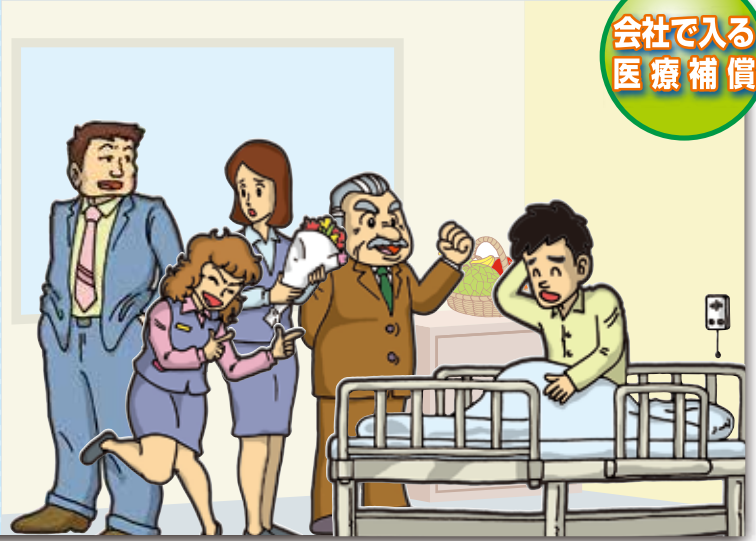
平成30年1月15日
公益社団法人 瀬戸旭法人会
広報委員会
瀬戸市見付町38番地の2
TEL 0561-84-1161
FAX 0561-84-1325
<http://www.setoasahi-houjinkai.org/>

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

会社で入る
医療補償



業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

法人会の
ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償



地震災害の
リスクをガード

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(ハロー健康相談24・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

名古屋プロチャネル営業部

〒460-0008
名古屋市中区栄 5-27-12 富士火災名古屋ビル3階
TEL. 052-857-1400 FAX. 052-251-2142
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

瀬戸金融協会

(加盟金融機関)

瀬戸信用金庫

三菱東京UFJ銀行

十六銀行

名古屋銀行

愛知銀行

大垣共立銀行

あいち尾東
農業協同組合

尾張旭金融協会

(加盟金融機関)

あいち尾東
農業協同組合

十六銀行

瀬戸信用金庫

中京銀行

中日信用金庫

三菱東京UFJ銀行

東春信用金庫

東濃信用金庫

名古屋銀行

